令和8年12月から
iDeCoがパワーアップします!



1 毎月の拠出限度額がアップ

例えば、企業年金がないサラリーマンの方の毎月の拠出限度額は
23,000円から62,000円にアップ

2 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

例えば、50歳の方がiDeCoを始めても最大20年間の掛金の拠出が可能に

3 掛金の所得控除メリットはそのまま継続

掛金の所得控除メリットはそのまま継続
掛金を増額すれば所得控除をより大きくすることが可能に

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

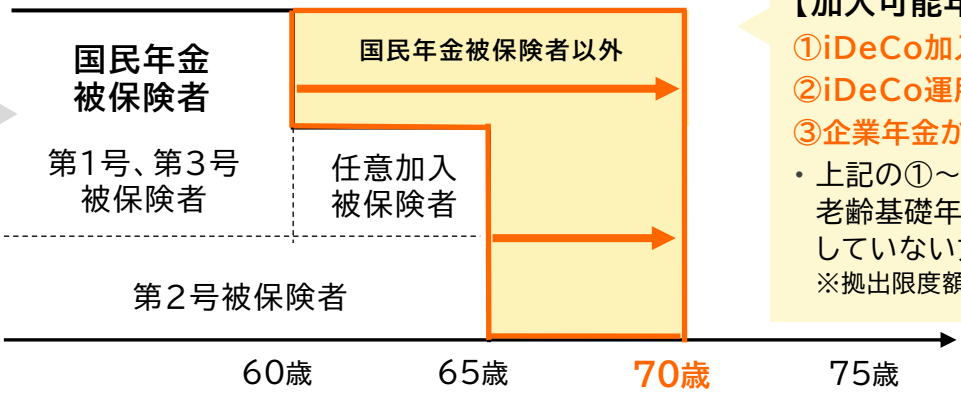
❶ 毎月の拠出限度額がアップ

加入資格		拠出限度額（月額）	
第1号被保険者 任意加入被保険者（自営業者など）		68,000円 国民年金基金と合わせて 68，000円が上限	▶ 75,000円 国民年金基金と合わせて 75,000円が上限
第2号被保険者 （会社員など）	会社が企業年金を 実施していない会社員	23,000円	▶ 62,000円 企業年金と合わせて 62,000円が上限
	会社が企業年金を 実施している会社員	20,000円 企業年金と合わせて 55,000円が上限	

❷ 70歳になるまで掛金の拠出が可能に

働き方にかかわらず、**70歳になるまでiDeCoに加入**し、老後の資産を形成できるようになります

【現在の加入要件】
- 国民年金被保険者の方
- 老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方



【加入可能年齢の引き上げ要件】

①iDeCo加入者
②iDeCo運用指図者
③企業年金からiDeCoに移換する方
- 上記の①～③いずれかに該当する方であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない方等が対象です
  ※拠出限度額（月額）は原則62,000円です



※令和11年11月末までは、上記要件に該当しない60歳～70歳未満の方であっても、新たにiDeCoに加入することができます。（老齢基礎年金を受給している方等、一部の方は除きます。）